

令和 6 年度

委託番号 (公共) 第 5 号

令和 6 年度 公共污水柵設置業務委託

特記仕様書

十和田市市内一円 地内

上下水道部 下水道課

第1条 適用範囲

本業務は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」及び日本下水道協会発行「下水道土木工事必携(案)」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明 示 事 項	内 容
1.工程関係	契約締結の日から、「令和7年3月31日」「指示限度額(43,900,000円)に達した指示の指示施工満了の日」「最も遅い指示施工満了の日」のいずれかの早い日までとする。
2.法令、通達等	・業務遂行にあたっては『建設工事に伴う騒音振動対策技術指針』・『建設工事公衆災害 防止対策要綱』・『薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針』、その他、関係法令・通達等を遵守すること。
3.地下埋設物・架空線の調査	・地下埋設物は試掘等により調査すること。 ・近接する場合には、監督職員と協議の上、遂行すること。
4.環境対策について	・土砂掘削、埋戻し及び運搬時において、路上に土砂等を出さないこと。 万一汚した場合には、速やかに清掃すること。 ・建設機械は低騒音型・低振動型・排出ガス対策型を使用すること。
5.写真管理・出来形品質管理について	・『十和田市 下水道工事の手引き』及び『公共污水柵設置業務委託 写真・出来形管理基準』に準じて監督職員の指示による。
6.自主管理について	次の項目は自主管理とする。(全箇所行うこと。) ・路盤検査 (厚さ管理は、下がり管理とする) ・現場密度試験 (測定項目は埋戻し、各種路盤とする)
7.埋戻しについて	・管頂 30cm までは、管に衝撃を与えないように締固めること。 ・1層仕上がり厚 20cm 以下とする。 ・管布設後、管頂より 30cm の所で埋設標識シートを布設する。 (但し、路盤位置の場合は、路盤下とする。) ・水道管(個人引込管含む)付近は、凍結防止のため砂で埋戻すこと。
8.防護蓋について	・蓋は市指定のものとする。 ・蓋の耐荷重については監督職員と協議すること。
9.災害対応について	・震度4以上の地震及び各種警報が発令された場合、現場状況等を速やかに関係者に報告出来る連絡体制を監督職員に報告すること。
10.水道給水管の破損について	・遂行中、水道給水管等を破損させた場合は、規模の大小に関わらず監督職員へ報告し、指示を仰ぐこと。 ・破損箇所を修理する際は、必ず市指定の給水業者へ依頼すること。 ・破損した際に速やかに対応できるよう、計画書を施工前に監督職員へ提出すること。

11.舗装構成の確認について	・現地の舗装構成が指示内容と異なる場合は、埋戻し前に監督職員に報告すること。
12.環境調査について	・工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。
13.個人情報の取り扱いについて	・工事で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。

第3条 提出書類

名称	提出期限	部数	備考
現場責任者等通知書	契約締結時	1部	
工事竣工図	指示業務完了後遅延なく	1部	CAD(P21)又はPDF
施工体制台帳 施工体系図	下請契約締結後速やかに	1部	
公共汚水桝設置完了報告書	指示業務完了後7日以内	1部	工事写真・施工管理図表を添付すること
実績報告書 (兼請求明細書)	毎月7日までに提出	1部	工事实績報告書は1カ月単位とし、完了した現場の検査を受検すること。
請求書	検査合格から10日以内	1部	

その他、提出書類は共通仕様書に準ずる。詳細に関しては、監督職員の指示に従う。

第4条 マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員から請求があった場合は提示すること。

第5条 委託業務標示板等について

この業務において設置する標示施設及び保安施設は、県土整備部「共通仕様書」（土木工事参考資料）

1. 青森県県土整備部保安施設設置基準
 - 2-1. 工事標示板及び迂回路の施設（道路工事以外用）
 - 2-2. 工事標示板及び迂回路の施設（道路工事用）による。

第6条 その他

- ・業務の遂行にあたり、指示内容に疑義、変更が生じた場合、その都度監督職員と協議すること。
- ・現場条件により契約単価で施工できない場合は、受注者が積算した金額に落札率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とすることを原則とする。